

避難場所等の管理・運営に関する確認書



高知県（以下「県」という。）と香美市（以下「市」という。）は、県の管理に係る施設（以下「当該施設」という。）を災害発生時の指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）として市が指定するにあたり、当該施設の管理及び運営について、次のとおり確認する。

（趣旨）

第1条 この確認書は、災害発生時における迅速な避難場所等の開設と安全な避難生活の確保を目的として、市が避難場所等として指定する当該施設の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（避難場所等）

第2条 市が避難場所等として指定する県の施設は、次表のとおりとする。

【避難場所等指定施設】

施設名	所在地
高知県立森林総合センター内 高知県立森林研修センター研修館 研修室B・研修室C・宿泊室・玄関ホール	香美市土佐山田町大平80番地

（鍵の複製・所持）

第3条 県は、市に、市が迅速な避難場所等の開設を行うため、市の負担において当該施設の鍵（玄関等当該施設を避難場所等として使用するために必要な箇所の鍵を含み、警備システムを解除するカードを含む。以下同じ。）を複製させ、市はこれを市の職員に所持させることができるものとする。

2 複製する鍵の個数は1個とし、市の災害対策本部責任者が所持するものとする。

3 市は、当該施設の鍵を複製しようとするときは、これを所持する職員の所属、住所、氏名その他必要な事項を当該施設の管理者を経由して県に通知し、承認を得るものとする。当該通知した事項を変更しようとするときも同様とする。

（避難場所等の開設・閉鎖）

第4条 市は、当該施設を避難場所等として開設しようとし、又は開設した避難場所等を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理者を経由して県にその旨を通報するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後に遅滞なく、これを行うものとする。

2 避難場所等の開設及び閉鎖は、前条の規定により当該施設の鍵を所持する市の職員が行うものとし、夜間等、当該施設に当該施設の職員が不在の場合は、その立会を要しないものとする。

3 夜間等、当該施設に当該施設の職員が不在の場合、避難場所等を開設するときは、カードで警備システムを解除したうえで、解錠するものとする。

(遵守事項)

第5条 市は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって当該施設を使用すること。
- (2) 避難場所等の管理及び運営の目的以外に当該施設及び当該施設の鍵を使用しないこと。
- (3) 当該施設の鍵の管理は、厳重に行うこと。

(鍵の紛失等の場合の処置)

第6条 市は、当該施設の鍵を紛失し、若しくは盗難に遭い、又は鍵を毀損したときは、直ちにその旨を当該施設の管理者を経由して県に通知するとともに、県と市が協議して定めるところにより、必要な処置をとらなければならない。

2 前項の処置に必要な費用は、市の負担とする。

(事故等の責任)

第7条 避難場所等の開設その他避難場所等の管理及び運営にあたって、市若しくは第三者が当該施設を毀損し、又は市が第三者に損害を与えたときは、市の責任においてこれを処理するものとする。ただし、県の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(必要な情報の提供)

第8条 県は、当該施設の鍵の変更その他、市が当該施設を避難場所等として利用するにあたって、市が必要とする事項を遅滞なく、市に通知しなければならない。

(協議)

第9条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書に定める事項に疑義が生じたときは、県と市が協議してこれを定める。

(効力)

第10条 この確認書は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで効力を有する。

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、県と市が各1通を保有する。

令和5年3月30日

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市長